

# 資料編

## 資料 1 川越市環境基本計画策定の経緯

- 5
- 平成 6 年 1 月  市民環境意識調査実施  
2,000人対象、1,247人から回答
- 平成 6 年 7 月 12 日  環境保全課内プロジェクト発足
- 平成 6 年 8 月 1 日  環境審議会設置（平成6年6月24日条例第18号）
- 10
- 平成 6 年 11 月 2 日  第1回環境審議会開催  
会長、副会長の互選について
- 平成 6 年 11 月 21 日  第2回環境審議会開催  
講演「環境基本法と地方公共団体の役割」  
講師 環境庁企画調整局企画調整課環境基本計画推進室  
主査 石野耕也 氏
- 15
- 平成 7 年 1 月 29 日  環境審議会視察研修会  
～ 30 日 三島市グラウンドワーク活動について  
静岡市環境プランについて
- 平成 7 年 5 月 9 日  庁議  
川越市環境基本計画の策定について
- 20
- 平成 7 年 5 月 20 日  市民環境調査（57・リバー・ウォッチング・in・小畔川）
- 平成 7 年 8 月 31 日  第3回環境審議会開催  
講演「最近の環境行政の動向と埼玉県環境基本条例について」  
講師 埼玉県環境部環境政策課 主幹 富岡正明 氏
- 25
- 平成 7 年 10 月 23 日  市長から環境審議会へ諮問  
環境基本計画の基本的考え方について
- 平成 7 年 11 月 6 日  第4回環境審議会開催  
川越市環境基本計画の基本的考え方について（諮問）
- 30
- 平成 7 年 11 月  かわごえの環境チェック報告書発行（川越の環境をよくする会）
- 平成 7 年 12 月 1 日  第5回環境審議会開催  
環境基本計画に盛り込むべき基本的事項1～4の項目について
- 平成 8 年 1 月 19 日  第6回環境審議会開催  
環境基本計画に盛り込むべき基本的事項5～7の項目について
- 35
- 平成 8 年 2 月 10 日  かわごえ環境フォーラム'96開催（西文化会館）  
みんなで考えよう！川越の環境
- 平成 8 年 4 月 26 日  第7回環境審議会開催  
環境基本計画に盛り込むべき基本的事項1～7の項目について
- 40
- 平成 8 年 5 月 10 日  第8回環境審議会開催  
「環境基本計画の基本的考え方」の答申（案）たたき台について



- 平成 8 年 5 月 31 日 ■第9回環境審議会開催  
「環境基本計画の基本的考え方」の答申(案)について
- 平成 8 年 7 月 2 日 ■環境審議会から市長へ答申  
川越市環境基本計画の基本的考え方について
- 平成 8 年 7 月 22 日 □環境基本計画検討委員会設置要綱 5
- 平成 8 年 7 月 30 日 □市民環境調査(聞こえますか、時の鐘)  
～ 8 月 1 日 162人から回答
- 平成 8 年 7 月 31 日 □環境基本計画検討委員会①  
川越市環境基本計画の策定について 10
- 平成 8 年 8 月 28 日 □環境部内会議  
川越市環境基本計画の策定について
- 平成8年 9 月 2 日 ■第10回環境審議会開催  
みんなでよくしよう!川越の環境  
～かわごえ環境フォーラム'96Ⅱ～の実施について 15
- 平成 8 年 9 月 28 日 ■かわごえ環境フォーラム'96Ⅱ開催(やまびき会館)  
みんなでよくしよう!川越の環境  
環境審議会主催(第11回環境審議会)  
「環境基本計画の基本的考え方、環境行政に対する市民提案」  
わたしたちにできること 263件  
市にしてほしいこと 262件 20
- 平成 8 年 10 月 29 日 □調査研究会関係課ヒアリング  
「ごみ」① 資源対策課、環境業務課
- 平成 8 年 10 月 30 日 □調査研究会関係課ヒアリング  
「水辺」② 河川課  
「水循環」③ 河川課、下水維持課、下水工務課 25
- 平成 8 年 10 月 31 日 □調査研究会関係課ヒアリング  
「みどり」④ 公園緑地課  
「都市マス」⑤ 都市計画課、土地政策課
- 平成 8 年 11 月 1 日 ■環境審議会委員改選
- 平成 8 年 11 月 5 日 □調査研究会関係課ヒアリング  
「都市交通」⑥ 総合交通対策課、都市計画課、企画課 30
- 平成 8 年 11 月 8 日 □調査研究会関係課ヒアリング  
「環境学習」⑦生涯学習課、学校教育課、中央公民館
- 平成 8 年 11 月 21 日 □調査研究会分科会 ①-1
- 平成 8 年 11 月 22 日 □調査研究会分科会 ②-1  
□調査研究会分科会 ③-1 35
- 平成 8 年 11 月 27 日 □調査研究会分科会 ①-2
- 平成 8 年 11 月 28 日 □調査研究会分科会 ②-2  
□調査研究会分科会 ③-2
- 平成 8 年 12 月 2 日 ■第12回環境審議会開催  
会長副会長の互選について 40

- 平成 8 年 12 月 4 日 □環境部内会議  
川越市環境基本計画の策定について
- 平成 8 年 12 月 19 日 □調査研究会全体会
- 平成 9 年 1 月 10 日 □幹事会①  
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 1 月 17 日 □幹事会②  
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 1 月 23 日 □幹事会③  
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 1 月 28 日 □環境基本計画関係部長会議①  
川越市環境基本計画素案（たたき台）について
- 平成 9 年 2 月 4 日 □市民環境調査（聞こえますか、時の鐘＜冬季調査＞）  
～ 6 日 172人から回答
- 平成 9 年 2 月 5 日 □環境基本計画検討委員会②  
川越市環境基本計画素案について
- 平成 9 年 2 月 19 日 ■環境審議会視察研修会  
～20 日 千葉市環境基本条例及び千葉市環境基本計画について  
21世紀に向けた新エネルギーについて
- 平成 9 年 3 月 25 日 ■第13回環境審議会  
川越市環境基本計画素案の市民への公表について
- 平成 9 年 4 月 10 日 □環境基本計画の素案公表  
広報「川越」4月10日号
- 平成 9 年 4 月 10 日 □市民意見募集  
～5月30日 47人から318件の意見・提案
- 平成 9 年 5 月 6 日 □市議会議員勉強会  
9人参加、38件の意見
- 平成 9 年 5 月 6 日 □庁議  
川越市環境基本計画について
- 平成 9 年 5 月 8 日 □素案説明会  
～9日 「北公民館」「西文化会館」  
67人参加、46件の意見・提案
- 平成 9 年 6 月 □市民環境調査（酸性雨調査）  
～9月 222人参加
- 平成 9 年 6 月 28 日 □アースミュージカル～地球の秘密・坪田愛華物語～（やまぶき会館）  
400人参加  
意見「地球環境を守るためにはどうしたらよいか」 90家族  
「川越市を環境面からどのようなまちにしたいか」 49家族
- 平成 9 年 7 月 30 日 □環境部内会議  
川越市環境基本計画素案に対する市民意見の取り扱いについて
- 平成 9 年 8 月 4 日 □環境基本計画関係部長会議②  
川越市環境基本計画原案（たたき台）について

平成 9 年 8 月 18 日	□環境基本計画検討委員会③ 川越市環境基本計画原案（たたき台）について	
平成 9 年 10 月 1 日	■市長から環境審議会へ諮問 川越市環境基本計画について	
平成 9 年 10 月 ～12 月	□市民環境調査（湧水調査） 87人参加	5
平成 9 年 10 月 14 日	■第 14 回環境審議会開催 川越市環境基本計画（案）について ダイオキシン問題に関する市の取組みと動向について（報告）	
平成 9 年 10 月 28 日	■第 15 回環境審議会開催 川越市環境基本計画（案）について	10
平成 9 年 11 月 7 日	■第 16 回環境審議会開催 川越市環境基本計画（案）について	
平成 10 年 1 月 14 日	■第 17 回環境審議会開催 川越市環境基本計画（案）について	15
平成 10 年 1 月 21 日	■第 18 回環境審議会開催 川越市環境基本計画の答申（案）について	
平成 10 年 1 月 24 日	□市民環境調査（どんな虫がいる？冬の林） 24人参加	
平成 10 年 1 月 30 日	■環境審議会から市長へ答申 川越市環境基本計画について	20
平成 10 年 2 月 20 日	■第 19 回環境審議会開催 緑の基本計画(案)について 川越市環境基本計画関連事業について	
平成 10 年 2 月 27 日	□庁議 川越市環境基本計画の策定について	25
平成 10 年 3 月 17 日	□厚生常任委員会へ報告 川越市環境基本計画の策定について	
平成 10 年 3 月末	□環境基本計画策定	30

## 資料2 市民からの意見・提案

### ■意見の提出状況

1	フォーラム	525件
2	市民目安箱	117件
3	市政懇談会	188件
4	素案意見募集	318件
5	素案説明会等	84件
	計	1232件

### ■意見の内容

	計画の策定について	14件
	計画全体	10件
	第1章	18件
	第2章	28件
	第3章	3件
	第4章	5件
	第5章全体	24件
	1. 地球環境問題への取組に関するもの	65件
	2. 資源の有効利用とリサイクルの推進に関するもの	279件
	3. 人と環境にやさしい交通体系の確立に関するもの	143件
	4. 有害化学物質の拡散防止に関するもの	31件
	5. 身近な水辺環境の保全に関するもの	88件
	6. 湧水の復活（水の循環）に関するもの	29件
	7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全に関するもの	47件
	8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造に関するもの	31件
	9. 歴史的文化的遺産の継承に関するもの	18件
	10. 都市のうるおいの創造に関するもの	253件
	11. 環境教育・学習の推進に関するもの	38件
	12. パートナーシップの形成に関するもの	24件
	第6章	3件
	第7章	27件
	その他	54件
	計	1232件

## 資料3 川越市環境審議会答申

### ■川越市環境基本計画の基本的考え方について(答申)

平成8年7月2日 川越市環境審議会

#### はじめに

当審議会では、平成7年11月6日、第4回川越市環境審議会において市長より、川越市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)の基本的考え方について諮問を受け、環境基本計画に盛り込むべき基本的事項として、目的、目標年度、対象とする環境の範囲、計画の位置づけ、市民・事業者・行政の役割、市民参加、その他特に留意すべき事項について慎重に審議しました。審議の結果を次のとおり取りまとめましたので、この答申の趣旨を踏まえるとともに、審議の中で出された具体的な意見についても十分考慮し、さらに今後の環境や社会の状況の変化も踏まえて環境基本計画の策定をしてください。

#### 1.目的

本市は、城下町として栄えてきた歴史から、今日でも蔵造りを中心とした商家の町並みなど文化的資産、歴史的遺産に恵まれています。そして、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林、広大な水田や畑など自然的環境資源も本市を特徴づけています。首都30km圏の県南西部地域の中核都市として、これらの地域の特性を背景とし、商業、農業、工業といった各産業が発展するとともに、人口も急激に増加しました。その一方で、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害、廃棄物の増大による環境への負荷、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、市民の日常生活や通常の事業活動に起因する環境問題が多く発生しています。

これらの問題を解決するためには、行政や事業者による環境保全対策の推進はもちろんのこと、市民一人ひとりが「環境汚染の被害者であるばかりでなく、加害者でもある。」という認識をもち、環境にやさしいライフスタイルを創り出していかなければなりません。

国では、平成5年11月19日、「環境基本法」が制定され、新しい環境の保全と創造の基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の役割などが定められました。これにともなって、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」を創っていくためのさまざまな取り組みが始まっています。

上記の背景、環境基本法の理念及び本市の環境の現状と課題を踏まえて、環境基本計画の目的の中に、なぜ環境基本計画を策定するのか、何を何のために行うのかを明確にすべきです。また、市民、事業者、行政などの役割、責務、連携について明文化すべきです。

#### 2.目標年度

目標年度は、計画の実効性を確保するため川越市第2次総合計画との連携に考慮し平成17年度とすべきです。また、地球環境問題など長期的視点が必要なものについては長期的展望を考慮する必要があります。

さらに、本市をとりまく環境や社会の状況は常に変化しておりますので、必要な場合は適宜見直しを図る旨を環境基本計画に記述すべきです。

#### 3.対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲としては、足元の日常生活から地球環境まで幅広く

くとらえるべきです。項目の中には本市の歴史、文化、自然といった「川越らしさ」を十分に反映させるとともに、必要な分野については、近隣自治体も含めた広域的視点も取り入れるべきです。

#### 4.計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本法第36条の趣旨を踏まえつつ、総合計画と相互に補完しあう関係として位置づける必要があります。また、その他の個別計画で環境に関する部分については、全庁的に環境基本計画が基本となるべきです。

また、地域の中で地球環境に対して何ができるのかといった各主体の具体的な行動計画も含めて検討する必要がありますので、ローカルアジェンダ21\*も環境基本計画に含めるべきです。

なお、環境基本条例等の制定については、計画策定の過程で検討していく必要があります。

#### 5.市民・事業者・行政の役割

計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政、さらに民間団体についてそれぞれの役割と責務に応じた行動が必要ですから、四者は目標達成のために連携して行動することが望まれます。また、できることから取り組めるように具体的な行動例を示すべきです。

#### 6.市民参加

計画を推進していくためには、市民の日常生活に係わるものが多く、環境にやさしいライフスタイルを創造していく必要がありますので、市民意識を高めるためにも、計画の策定段階、推進段階の各段階ごとに様々な形態での市民参加を図るべきです。

#### 7.その他特に留意すべき事項

以上の他に、特に次の事項に留意して策定すべきです。

##### (1)わかりやすい表記

環境基本計画を構成する文章は、市民が容易に理解し、かつ実践に結びつくようにするため、できるだけ平易でわかりやすい表現を用いてください。

##### (2)数値的目標の設定

環境基本計画の進行管理上、具体的目標を掲げてその達成度を把握しつつ、着実な成果を得ることが望ましいため、可能な分野については数値的目標の設定を行ってください。

##### (3)環境教育・学習の推進

本市の郷土や自然を愛し、環境へのやさしさをライフスタイルとして実践できるような人づくりをめざす必要がありますので、そのための環境教育・学習の機会を充実させるように努めてください。

##### (4)推進体制の整備

いわゆる縦割りの行政組織を見直し、環境を視点とした横断的組織としての全庁的な推進体制を整備していく必要があります。

##### (5)年次報告

環境の状況並びに環境基本計画に基づき実施された施策に関する報告書を作成し、市民に公表してください。

**附帯事項**

計画の推進にあたっては、予算等が伴わないと実効ある推進が困難となる分野もあるため、財政的措置について配慮してください。

\*ローカルアジェンダ21：地域の特性を生かした地球環境保全のための21世紀に向けた具体的な行動計画。

**■川越市環境基本計画について(答申)**

平成10年1月30日 川越市環境審議会

平成9年10月1日付け、川環保発第580号で諮問を受けた川越市環境基本計画に関して、当審議会は慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画案は、策定段階から積極的に市民意見の取込を図りながら、数値目標の設定や環境指標による進行管理、目標の実現に向けた具体的施策の明示など、先進的な取組として評価されるべきものであり、本市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として概ねふさわしいとの結論に至りました。

市長におかれましては、下記の事項及び審議過程で各委員から出された個々の提言を十分踏まえて、川越市環境基本計画を策定され、行政のみならず、本市で暮らし、または活動するすべての市民、事業者、民間団体の参加によって、将来の望ましい環境像の実現に努められるよう希望します。

**記****(1) ダイオキシンのによる環境汚染について**

ダイオキシンによる環境汚染が大きな社会問題となってきましたので、その毒性、経過、三富地区の問題などについてくわしく記述してください。また、その排出抑制対策について検討を進めてください。

**(2) 地球温暖化問題について**

地球温暖化問題については、地球温暖化防止京都会議が平成9年12月に開催され、日本の削減目標値も決まり、市民の関心も一段と高まっています。今後の社会状況等の動向に注目しながら、必要な場合は適直見直しについて検討してください。

**(3) 目標値・環境指標値について**

計画の進行を管理する上では、具体的な数値目標に向かって、市民、事業者、行政さらに民間団体が協力し、それぞれの役割を果たしていくことが最も効果的ですから、本計画案で設定した目標値・環境指標値の他にもさらに検討を加え、できるだけ多くの数値を設定してください。

**(4) 計画の推進について**

計画の推進にあたっては、一人ひとりの取組と同様に各主体の協力による取組が重要な



ので、各主体の意見・要望が計画の推進段階で反映されることがわかるように計画案の推進体制図を修正してください。

(仮称)川越の環境をよくする連絡協議会の設置、運営にあたっては、幅広い人々が参加でき、活発な活動が展開できるような手だてを講じてください。

#### (5) 行政の率先実行について

計画の推進段階においては、計画の推進や自然環境への取組などが十分にできるような行政組織の構築を図ってください。

特に、各主体の自主的な取組を誘導するためには、行政自らが率先的に取り組むことが大切です。率先実行計画を早期に作成し、市民の模範となる施策を実施してください。

#### (6) 計画の見直しについて

地球温暖化問題やダイオキシン問題など、これから大きな課題が次々と発生してくると思います。身近な環境から地球規模での環境まで市民生活に影響を与える諸問題の動向、社会状況の変化などに常に注意を払い、必要に応じた施策の設定、変更など見直しを行っていくようにしてください。

#### (7) 財政的措置について

財政事情が厳しい中ですが、市民、事業者、民間団体が環境に関する自主的な取組をしようとする際には、積極的な支援を行ってください。

また、計画を着実に進行していくためにも、本計画案にある各種施策の実施については、財政的な配慮をしてください。

#### (8) 計画書の表現について

計画の推進には各主体の取組が大切なので、計画書の内容は、市民が理解し実践しやすいよう、できるだけ分かりやすい文章表現と見やすい紙面構成を心掛けてください。

## 資料4 川越市環境審議会委員名簿

## ■第I期(平成6年11月1日~平成8年10月31日)

区 分	氏 名	選 出 母 体 等
(1)関係団体の代表者	◎犬竹庸二	川越市医師会
	井上勝次	川越環境保全連絡協議会(~平成8年3月31日)
	高木克弘	川越環境保全連絡協議会(平成8年4月1日~)
	井上誠一郎	川越市医師会産業医会
	根本可哉	川越市自治会連合会
	原 宏	川越商工会議所
	堀内慶治	川越市公衆衛生協議会
(2)学識経験者	新井喜一	市議会議員
	石川隆二	市議会議員
	一色玲子	主婦
	岩崎哲也	市議会議員
	江田 肇	市議会議員
	桑山静子	市議会議員
	○千賀裕太郎	東京農工大学教授
	泉名正治	川越市農業委員会
	仲 孝輔	市議会議員
	細田初男	弁護士
	本山修一	市議会議員
	柳井 潔	川越文化会会長
	山浦秀男	埼玉県教育局入間教育事務所
(3)関係行政機関の職員	鈴木敏資	埼玉県西部環境管理事務所
	前田和秀	埼玉県川越保健所(~平成8年3月31日)
	丹野瑳喜子	埼玉県川越保健所(平成8年4月1日~)

&lt;区分ごとに50音順。◎会長 ○副会長&gt;

■第Ⅱ期（平成8年11月1日～）

区 分	氏 名	選 出 母 体 等
(1)関係団体の代表者	◎犬竹 庸二	川越市医師会
	栗原 博司	川越市自治会連合会
	清水 俊吉	川越商工会議所
	高木 克弘	川越環境保全連絡協議会
	堀内 慶治	川越市公衆衛生協議会
(2)学識経験者	新井 喜一	市議会議員
	石川 隆二	市議会議員
	一色 玲子	主婦
	岩崎 哲也	市議会議員
	江田 肇	市議会議員
	○熊澤 専三	自然観察指導員
	桑山 静子	市議会議員
	千賀裕太郎	東京農工大学教授
	泉名 正治	川越市農業委員会会長（～平成9年2月7日）
	島村 榮	川越市農業委員会会長代理（平成9年2月8日～）
	仲 孝輔	市議会議員
	永田 康子	埼玉県消費生活リカク外の会代表
	細田 初男	弁護士
	恵小 百合	江戸川大学教授
本山 修一	市議会議員	
(3)関係行政機関の職員	鈴木 敏資	埼玉県西部環境管理事務所（～平成9年3月31日）
	中村 茂唯	埼玉県西部環境管理事務所（平成9年4月1日～）
	丹野 瑳喜子	埼玉県川越保健所

<区分ごとに50音順。◎会長 ○副会長>

## 資料5 環境基準

## 1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法の中で規定されている大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められています。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの8つの大気汚染物質について基準が設定されています。

昭和48年5月8日環境庁告示

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考：ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは、平成9年2月4日付け環境庁告示第4号で追加されました。

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の2つからなっています。人の健康の保護に関する環境基準は、人の健康の保護は何よりも優先すべきとの考えから、全ての公共用水域で一律の基準が設定されています。また、生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域を水域類型で区分しそれぞれの水域ごとに基準が設定されています。

■人の健康の保護に関する環境基準

[昭和46年12月28日環境庁告示]

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下

項目	基準値
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 ジクロロメタン以下15項目は、平成5年3月8日付け、環境庁告示第16号で追加されました。

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質濃 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業利用水については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等の水産生物用

工業用水1級：ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

### ③ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法の中で規定されている土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことです。カドミウム、全シアン、有機燐など25項目について基準が設定されています。

(平成3年8月23日環境庁告示)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）の土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）の土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下

備考 1 汚染が自然的原因であることが明らかである場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地、基準項目に係る物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係る土壌については適用されない。  
 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3 ジクロロメタン以下15項目は、平成6年2月21日付け環境庁告示第25号で追加されました。

#### 4 地下水の水質の汚濁に係る環境基準

地下水の水質の汚濁に係る環境基準は、すべての地下水に適用し、人の健康保護のための基準として公共用水域の環境基準健康項目と同じ23項目が設定されています。

[平成9年3月13日環境庁告示]

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

## 5 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法の中で規定されている騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し人の健康を保護していくうえで維持されることが望ましい基準のことで、道路に面する地域と道路に面する以外の地域を区分し、それぞれ時間の区分(朝、昼間、夕、夜間)別に基準が設定されています。

〔昭和46年5月25日閣議決定〕

地域の 類型	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
AA	40dB(A)以下	45dB(A)以下	40dB(A)以下	35dB(A)以下
A	45dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下	40dB(A)以下
B	55dB(A)以下	60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下

備考 朝：6時～8時、昼間：8時～19時、夕：19～22時、夜間：22時～翌6時

1 AAを当てはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。

2 Aを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

3 Bを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。

4 計算単位は、dB(A)を用いる。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は前表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	50dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	55dB(A)以下	60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	60dB(A)以下	65dB(A)以下	60dB(A)以下	55dB(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65dB(A)以下	65dB(A)以下	65dB(A)以下	60dB(A)以下